

第3回「新潟県中越大震災義援金配分委員会」の審議結果について

新潟県中越大震災により被災された皆様へのお見舞いとして、各義援金受付団体に
対し、県内外から多くの義援金をお寄せいただき、深く感謝申し上げます。

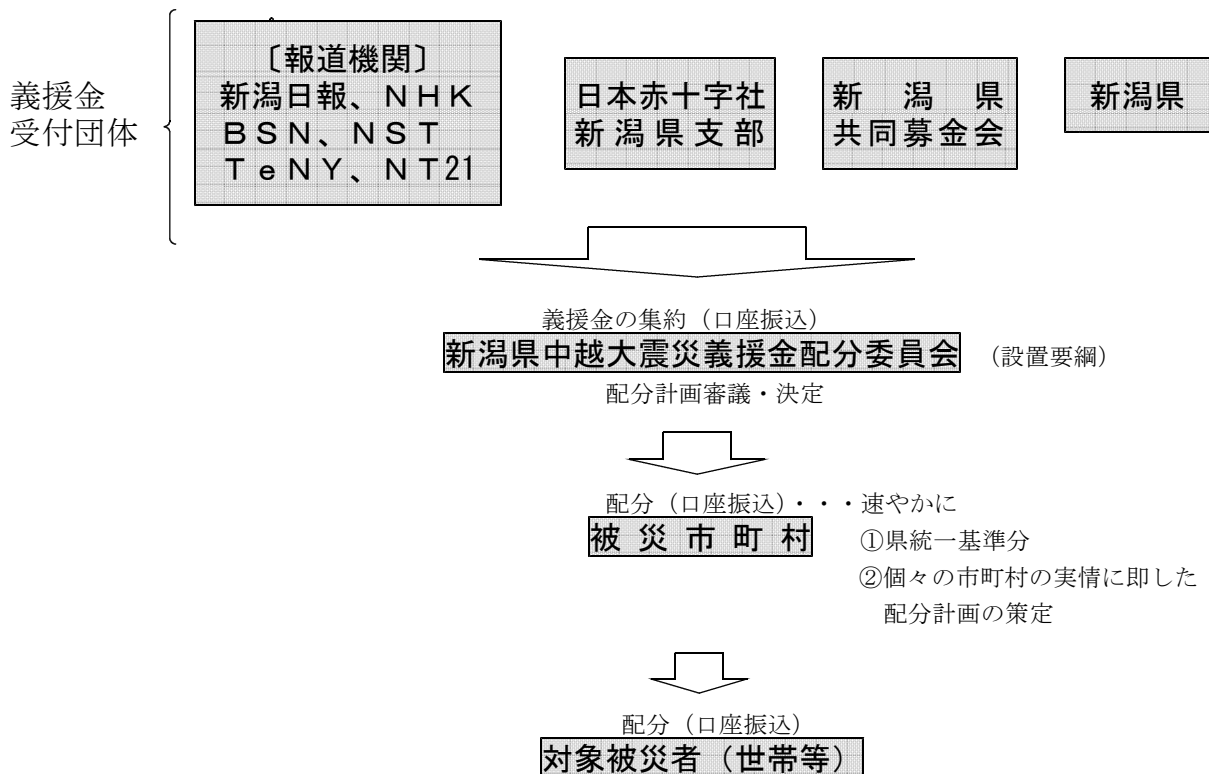
新潟県中越大震災義援金配分委員会は、平成16年11月20日に第1回配分計画
を決定し、当該計画に基づき、県統一基準により、対象となる被災者（世帯）の皆様
に市町村を通じ、義援金をお届けいただくことといたしました。

また、平成17年3月22日に第2回配分計画を決定し、当該計画に基づき、各被
災市町村が地域の実情に即した配分計画を策定することとし、各々対象となる被災者
（世帯等）の皆様義援金をお届けいただくことといたしました。

これら2回の配分計画の決定以降、引き続いて各方面の皆様から多額の義援金をお
寄せいただき、その額が約50億円と一定の額に達したこと、また、被災から3度目
の冬を迎えることとなったことから、平成18年12月7日に別紙のとおり第3回配
分計画を決定いたしました。

今後、当該計画に基づき、一部は県統一基準どおり、また、それ以外の金額につい
ては、市町村が改めて策定する配分計画に基づき、各々対象となる被災者（世帯等）
の皆様いずれも市町村を通じ、義援金をお寄せいただいた方々の温かいお気持ちと
ともに、お見舞い金としてお届けいただくこととなります。

【第3回配分計画に基づく義援金配分の流れ】



新潟県中越大震災義援金「第3回配分計画」

【第3回配分計画の概要】

1 配分可能額約50億円のうち、約10億円を配分留保し、当該留保分を除いた約40億円について配分計画を策定する。

2

(1) 基本的には、第2回配分計画と同様、県配分委員会からの配分例提示による市町村への枠配分とし、市町村が地域の実情に応じ、第3回市町村配分計画を策定する。

(2) 市町村枠配分基準として、第2回配分計画において用いた被害程度の反映のほか、新たに生活再建の困難性を加味する。

(3) ただし、平成18年10月31日現在の応急仮設住宅入居世帯に対して、県配分委員会における統一基準により、早期配分を図る。

【考え方】

1について

- ・ 今後、3度目の越冬後の生活再建状況等を見ながら、次回配分計画において新たな支援方法や、将来を見据えた配分計画を策定するため、一定の原資を確保することが必要である。

2 (1) について

- ・ 第2回配分計画と同様、県からの「配分メニュー例」提示による市町村への枠配分を採用し、市町村が地域の実情に即した個別計画を策定する。

2 (2) について

- ・ 第2回配分で用いた「被害程度の反映」のほか、「生活再建の困難性」(応急仮設住宅入居世帯数などの最大値)を加味した枠配分とする。
- ・ なお、市町村に対して、第3回配分計画策定に当たっては、生活の再建が困難な被災者に特に配慮するよう依頼する。

2 (3) について

- ① 配分対象者
被災から2年を経過した10月31日現在の応急仮設住宅入居世帯
1,274世帯(一時入居を除く本来入居のみ)
- ② 配分単価
5万円/世帯
- ③ 配分方法
ア 今後応急仮設住宅を退居する世帯
イ 12月16日までに退居できない世帯
を重点的に12月16日までに配分することとし、
ウ 既に退居済みの世帯(住所・口座などの確認が必要)
に対しては、市町村における把握が済み次第、配分可能な世帯から順次配分する。

※ 市町村別配分額 [別表1]

※ 県から提示する配分メニュー例 [別表2]

別表1

市町村別配分額

単位:千円

| 市町村名 | | 県統一基準額 A | 市町村枠配分額 B | 計 A+B |
|------|------|-------------|--------------|-----------|
| 1 | 新潟市 | | 11 | 11 |
| 2 | 長岡市 | 37,150 | 2,171,428 | 2,208,578 |
| 3 | 三条市 | | 9,867 | 9,867 |
| 4 | 柏崎市 | 750 | 112,029 | 112,779 |
| 5 | 小千谷市 | 15,050 | 629,453 | 644,503 |
| 6 | 加茂市 | | 1,947 | 1,947 |
| 7 | 十日町市 | 1,800 | 296,603 | 298,403 |
| 8 | 見附市 | 1,550 | 162,789 | 164,339 |
| 9 | 燕市 | | 8,767 | 8,767 |
| 10 | 上越市 | | 275 | 275 |
| 11 | 魚沼市 | 50 | 113,915 | 113,965 |
| 12 | 南魚沼市 | | 28,512 | 28,512 |
| 13 | 出雲崎町 | | 1,485 | 1,485 |
| 14 | 川口町 | 7,150 | 355,104 | 362,254 |
| 15 | 津南町 | | 2,618 | 2,618 |
| 16 | 刈羽村 | 200 | 48,169 | 48,369 |
| 計 | | 63,700 | 3,942,972 | 4,006,672 |

市町村第 3 回配分計画における配分メニュー例

- 1 第 2 回配分計画において提示したものに、更に例を追加
- 2 市町村に対して、第 3 回配分計画策定に当たっては、**生活の再建が困難な被災者に特に配慮**するよう依頼する。[参考例]：下表メニュー例の※の区分

| 区 分 | 名 称 | 配分対象者・事業 | 新 |
|--------------------|------------------------|-----------------------------|---|
| 生活基盤の再建 ※ | 長期避難世帯見舞金 | ・長期避難世帯認定世帯 | |
| | 仮設住宅入居世帯見舞金 | ・応急仮設住宅入居世帯 | |
| | みなし全壊世帯見舞金 | ・みなし全壊世帯の義援金全壊扱い | |
| | 被災者生活再建支援法対象外世帯見舞金 | ・世帯主の年齢や世帯の年収により対象外となる世帯 | |
| | 複数人数世帯見舞金 | ・世帯人数が複数の世帯 | * |
| | 長期療養者世帯見舞金 | ・被災が原因の長期療養者 | * |
| | ○その他、生計維持者が失業した世帯等への配分 | | |
| 要援護世帯への 激励 ※ | ひとり暮らし高齢者見舞金 | ・半壊以上かつ 65 歳以上 | |
| | 要介護者世帯見舞金 | ・半壊以上かつ介護保険法上の要介護者 | |
| | 重度障害者（児）世帯見舞金 | ・半壊以上かつ重度障害者（児）世帯 | |
| | 特定疾患患者世帯見舞金 | ・半壊以上かつ特定疾患患者世帯 | |
| | ○その他、母子・父子・生活保護世帯等への配分 | | |
| 住宅の再建 | 持ち家被災見舞金 | ・持ち家が半壊以上の世帯 | |
| | 宅地被災見舞金 | ・居住困難な宅地被災世帯 | |
| | ○その他、被害の大きい一部損壊世帯等への配分 | | |
| 事業の再建 | 事業所被災見舞金 | ・半壊以上の事業所 | |
| 教育等への支援 | 高校生等授業料減免世帯見舞金 | ・半壊以上かつ高校等授業料免除世帯 | |
| | 新入生等のいる世帯見舞金 | ・半壊以上かつ小学校等入学児世帯 | |
| | 奨学資金配分事業 | ・半壊以上かつ一定の年収に満たない高校・大学生等 | |
| コミュニティの再建 | 自治会、集落、町内会支援 | ・被災者支援活動を行った自治会等 | |
| 災害ボランティア等支援 | ボランティアグループ支援 | ・被災者支援活動を行ったボランティアグループ | |
| | 市町村社協ボランティアセンター支援 | ・被災者支援活動を行った市町村社協ボランティアセンター | |
| | 民生委員児童委員協議会支援 | ・被災者支援活動を行った民生委員児童委員協議会 | * |
| | 老人クラブ支援 | ・被災者支援活動を行った老人クラブ | * |
| 社会福祉施設等支援 | 社会福祉施設等見舞金 | ・被害のあった民間社会福祉施設や医療機関等 | * |
| 啓発事業 | 復興啓発事業 | ・国内外の被災地児童の交流事業等 | |

1. 上表は、あくまで例であり、これ以外の配分も可能である。ただし、「義援金配分の留意点」に沿った配分とする必要があり、単なる行政経費の補填として一般会計へ繰り入れるようなことはできない。
2. 基金造成事業は、事業の性格からある程度の期間を設定せざるを得ないものに限定すること。義援金の当面の配分先を留保する目的の造成・配分はできない。
ただし、義援金の端数の取扱いとして、義援金の趣旨に沿ったものであれば、既存の基金への配分は可能である。
3. 「*」印は、第2回配分計画のメニュー例に追加した新規例。

〈その他〉

| 区 分 | 名 称 | 配分対象者（世帯・事業） | 新 |
|------------|------------------------------------|----------------|---|
| 災害ボランティア支援 | 県災害救援ボランティア活動連絡会 「災害ボランティア基金」支援 | ・新潟県災害ボランティア基金 | * |

1. 市町村管内に適切な配分先がない場合は、上記のような全県レベルの団体等に配分することも考えられる。
2. 「*」印は、第2回配分計画のメニュー例に追加した新規例。